



平成 20 年 5 月 23 日

各 位

会 社 名 メディアエクスチェンジ株式会社
代表者名 代表取締役社長 山 崎 里 仁
(コード番号 3746 東証マザーズ)
問合せ先 取締役最高財務責任者 佐藤寿洋
(TEL. 03-4306-6543)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 5 月 23 日開催の取締役会において、平成 20 年 6 月 27 日開催予定の第 11 回定時株主総会に、下記のとおり定款の変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 会社法第 165 条第 2 項の規定により、定款の定めに基づいて取締役会決議による自己の株式の取得が認められているので、機動的な資本政策を遂行できるように定款第 7 条に自己の株式の取得の規定を新設し、現行定款第 7 条以下を各 1 条ずつ繰り下げるものがあります。
- (2) 当社株式に端株は存在しませんので、現行定款第 7 条、第 9 条、第 43 条及び第 44 条を変更するものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

| | |
|---------------|------------------|
| 定款変更のため株主総会決議 | 平成 20 年 6 月 27 日 |
| 定款変更の効力発生日 | 平成 20 年 6 月 27 日 |

以 上

別 紙

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>(新 設)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第 7 条 当社の株券の種類並びに株式の名義書換、株券の交付、質権の登録、<u>端株の買取り、その他株式及び端株</u>に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第 8 条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 9 条 当社は、<u>株式及び端株</u>につき株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3 当社の株主名簿、<u>端株原簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿</u>の作成並びに備置き、その他の<u>株式及び端株</u>に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>第 10 条～第 42 条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第 43 条 剰余金の配当は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者及び同日の最終の<u>端株原簿に記載又は記録された端株主</u>に対し行う。</p> | <p>(<u>自己の株式の取得</u>)</p> <p>第 7 条 <u>当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第 8 条 当社の株券の種類並びに株式の名義書換、株券の交付、質権の登録、その他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第 9 条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 10 条 当社は、株式につき株主名簿管理人を置く。 (現行どおり)</p> <p>3 当社の株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>第 11 条～第 43 条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第 44 条 剰余金の配当は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し行う。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p>(中間配当金)</p> <p>第 44 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び同日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>第 45 条 (条文省略)</p> | <p>(中間配当金)</p> <p>第 45 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>第 46 条 (現行どおり)</p> |